

# 協 定 書

災害時等における飲料の提供に関する協定書

北海道キリンビバレッジ株式会社

石 狩 市

## 災害時等における飲料の提供に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と、北海道キリンビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害（同法第 172 条第 2 項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、乙が甲にその管理する災害対応型自動販売機により救援物資として飲料を提供することに関して、次のとおり協定を締結する。

### （協定事項の効力）

第 1 条 本協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請が行われた場合に効力を発するものとする。

### （提供飲料の範囲等）

第 2 条 甲が乙に提供を要請する飲料は、庁舎、公の施設その他甲の設置する施設（これらの敷地部分を含む。）に存する乙の管理する災害対応型自動販売機の機内在庫品（1 回限り）とする。

### （要請の方法）

第 3 条 前条の規定による要請は、飲料の提供要請書（別記第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （引渡し等）

第 4 条 飲料の引き渡し方法は、甲乙が協議し決定するものとする。

2 乙は、飲料の提供に際し、提供した飲料の数量等を記載した明細書を甲に提出するものとする。

### （負担区分）

第 5 条 本協定により、乙が提供した飲料については、無償提供とするものとする。

2 飲料の提供に係る人件費、運搬費その他一切の経費は、乙の負担とするものとする。

### （連絡窓口）

第 6 条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表（別記第 2 号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第8条 本協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度  
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年2月10日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
石 狩 市

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 札幌市中央区北11条西19丁目36-147  
北海道キリンビバレッジ株式会社

代表取締役社長 後 藤 晃